

## 茨城地方最低賃金審議会 資料説明

No.1 特定最低賃金の改正に関する意向表明（写） … P 359

特定最低賃金の4業種（鉄鋼業、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業、各種商品小売業）について、改正の申出の意向表明が局長に提出されたことを報告します。

また、申出の時期については、4業種いずれも令和3年7月上旬になります。

No.2 特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数 … P 365

特定最低賃金の適用を受けている使用者数、労働者数を示した数値です。

令和2年の適用労働者数については、鉄鋼業が8,997人、機械器具製造業等が35,486人、電気・精密機械器具等製造業が36,568人、各種商品小売業が5,964人です。

この数字については、平成28年の経済センサスを基に集計したもので、現在平成28年版が最新のデータとなっております。

No.3 茨城県特定最低賃金官報公示（改正決定）及び推移一覧表 … P 366

茨城県特定最賃の改正について、4業種を官報へ掲載した内容と、茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移一覧になります。

No.4 令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況（全国） … P 370

令和2年度の特定最低賃金4業種の全国分を取りまとめたものです。

No.5 最低賃金履行確保監督指導結果（R2年1月～3月） … P 374

令和2年1月から3月に行われた最低賃金履行確保監督の指導結果になります。県内の労働基準監督署において、最低賃金を主眼とした監督指導を実施した結果を取りまとめたもので、業種別と性・年齢別等を茨城局全体と各労働基準監督署別になっております。

## 令和2年度 第8回 茨城地方最低賃金審議会 資料

- No.1 特定最低賃金の改正に関する意向表明（写） … P 359
- No.2 特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数 … P 365
- No.3 茨城県特定最低賃金官報公示（改正決定） … P 366
- No.4 令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況（全国） … P 370
- No.5 最低賃金履行確保監督指導結果（R 2年1月～3月） … P 374

令和3年2月25日

茨城労働局長  
小奈 健男 殿

氏名 基幹労連茨城県本部  
委員長 赤澤 義明   
所在地 茨城県鹿嶋市光3  
電話 0299-84-2949

特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県鉄鋼業最低賃金



2 申出の理由等

茨城県内の鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出することとしている。

3 申出の時期

令和3年7月上旬

以上

令和3年2月25日

茨城労働局長

小奈 健男 殿

氏名 電機連合茨城地

議長 久保田 利克

所在地 ひたちなか市堀口832-2

電話 029-273670

氏名 JAM北関東茨城県連絡会

会長 柴崎 稔美

所在地 土浦市神立中央3-26-22

電話 029-830-2330

### 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明  
いたします。

記



#### 1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

#### 2 申出の理由等

茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・

測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。)における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じております、茨城県内におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。)の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出することとしている。

### 3 申出の時期

令和3年7月上旬

以上

令和3年2月25日

茨城労働局長  
小奈 健男 殿

氏名 電機連合茨城地協  
議長 久保田 利 克  
所在地 ひたちなか市堀口832-2  
電話 029-273-1260

氏名 JAM北関東茨城県連絡会  
会長 柴崎 三植夫  
所在地 土浦市神立中央3-26-22  
電話 029-830-2330

### 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明  
いたします。

記



#### 1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

#### 2 申出の理由等

茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用

品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、茨城県内における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出することとしている。

### 3 申出の時期

令和3年7月上旬

以上

令和3年2月25日

茨城労働局長

小奈 健男 殿

氏名 UA~~佐藤~~茨城県農部

支部長 小島 弘行

所在地 茨城県県水戸市梅香2-1-39

電話 029-227-2962

### 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

#### 1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県各種商品小売業最低賃金

#### 2 申出の理由等

茨城県内の各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出することとしている。

#### 3 申出の時期

令和3年7月上旬

以上



特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数

茨城労働局

監査No. 2

業種	産業分類	令和元年算定期間 適用事業所数・労働者数		令和2年算定期間 適用事業所数・労働者数		特定労働年月日
		使用者	労働者	使用者	労働者	
鉄鋼業	E22 鉄鋼業	180	8,744	180	8,997	(945円) 令和2年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	E25、E26、E271、E272、(除:適用除外)	963	33,942	965	35,486	(907円) 令和2年12月31日
計量器、測定器、分析機器、試験機、理化学機械器具、医療用機械器具、医療用品、光学機械器具、レンズ、電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品製造業	E273、E274、E275、E28、E29、E30、E323(除:適用除外)	886	30,138	887	36,568	(904円) 令和2年12月31日
各種商品小売業	156 各種商品小売業	46	4,822	46	5,964	(874円) 令和2年12月31日

9 令和2年11月20日 金曜日

プラステックー一般電光機器による暴露試験方法—第1部：通則	E-2002
織維用語（原料部門）—第2部：化學織維	K7350—1
ボーリング用機械・器具用語	L-0204—2
国際符号化文字集合（UCS）	M0103
鋼製ペール	X0221
非破壊試験用語	Z1620
スポーツ規則基準	Z2300
（認定機関 一般財團法人 日本規格協会 申出）	Z9127
高圧機器内配線用電線	C 3611
セキユリティ及びレジリエンス一事業従事マネジメントシステム—要求事項	Q 22301.
（内容省略）	
備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ ( <a href="https://www.jisc.go.jp">https://www.jisc.go.jp</a> )において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。	
廃止された日本産業規格	
（日本産業標準調査会書籍）	
包装—アクリシブルデザイン—一般要求事項	S 0021
（認定機関 一般財團法人 日本規格協会 申出）	
情報技術—プロセスアセスメント—第3部：アセスメント実施の手引	X 0145—3
情報交換用磁気カセットテープのラベルとファイル構成	X 0602
I Cカード—第15部：暗号情報アプリケーション	X 6320—15
求 節	
最低賃金の改正決定に関する公示	
宮城労働局最低賃金公示第3号	
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、宮城県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。	
令和2年11月20日 宮城労働局長 毛利 正	
第4号中「1時間862円」を「1時間864円」に改める。	
福島労働局最低賃金公示第5号	
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福島県測量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年	
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福島県測量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年	
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福島労働局長 岩瀬 信也	
第4号中「1時間867円」を「1時間868円」に改める。	
福島労働局最低賃金公示第2号	
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。	
令和2年11月20日 茨城労働局長 小奈 健男	
第4号中「1時間943円」を「1時間945円」に改める。	
附 則	
この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。	





茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移

(単位:円、%)

		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
県 最 賃	時間額 引上額 引上率	678	690	692	699	713	729	747	771	796	822	849	851
		2	12	2	7	14	16	18	24	25	26	27	2
		0.30	1.77	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24
発効日		10.8	10.16	10.8	10.6	10.20	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	時間額 引上額 引上率	785	793	799	805	818	834	851	871	892	916	943	945
		3	8	6	6	13	16	17	20	21	24	27	2
鉄 鋼 業	時間額 引上額 引上率	0.38	1.02	0.76	0.75	1.61	1.96	2.04	2.35	2.41	2.69	2.95	0.21
		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額 引上額 引上率	772	778	783	789	798	811	825	841	859	880	905	907
		3	6	5	6	9	13	14	16	18	21	25	2
		0.39	0.78	0.64	0.77	1.14	1.63	1.73	1.94	2.14	2.44	2.84	0.22
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31
	時間額 引上額 引上率	765	772	776	782	793	806	821	837	855	877	901	904
		3	7	4	6	11	13	15	16	18	22	24	3
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	時間額 引上額 引上率	0.39	0.92	0.52	0.77	1.41	1.64	1.86	1.95	2.15	2.57	2.74	0.33
		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31
各種商品小売業	時間額 引上額 引上率	737	744	750	756	767	780	795	811	828	849	871	874
		3	7	6	6	11	13	15	16	17	21	22	3
		0.41	0.95	0.81	0.80	1.46	1.69	1.92	2.01	2.10	2.54	2.59	0.34
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31

## 特定最低賃金改正状況

## 鉄鋼業 最低賃金

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考
愛知	A	975	976	1	R2.12.13	
千葉	A	993	995	2	R2.12.25	
大阪	A	966	968	2	R2.12.1	
神奈川	A	874	874	0	-	
東京	A	871	871	0	-	
兵庫	B	963	964	1	R2.12.1	
広島	B	969	970	1	R2.12.31	
静岡	B	935	935	0	-	非鉄金属を含む
茨城	B	943	945	2	R2.12.31	
福岡	C	975	976	1	R2.12.10	
北海道	C	967	967	0	-	
岡山	C	962	962	0	-	
山口	C	966	967	1	R2.12.15	非鉄金属を含む
和歌山	C	948	949	1	R2.12.30	
群馬	C	919	921	2	R2.12.24	
宮城	C	923	925	2	R2.12.15	
大分	D	947	951	4	R2.12.25	
島根	D	914	922	8	R2.11.13	
青森	D	900	903	3	R2.12.21	
岩手	D	850	852	2	R2.12.31	金属製品を含む

特定最低賃金改正状況

はん用機械器具、生産用機械器具、業

務用機械器具製造業

最低賃金

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	
愛知	A	947	948	1	R2.12.13		
大阪	A	967	968	1	R2.12.1	金属製品、輸送機械を含む	
千葉	A	922	922	0	-		
神奈川	A	832	832	0	-		
東京	A	857	857	0	-		
静岡	B	950	951	1	R2.12.21	輸送機械を含む	
兵庫	B	942	944	2	R2.12.6		
滋賀	B	930	933	3	R2.12.31		
広島	B	934	935	1	R2.12.31		
栃木	B	910	912	2	R2.12.31		
長野	B	903	905	2	R2.12.11	輸送機械を含む	
富山	B	907	912	5	R2.12.25	輸送機械を含む	
茨城	B	905	907	2	R2.12.31		
岡山	C	934	934	0	-		
香川	C	940	943	3	R2.12.15		
石川	C	920	922	2	R3.1.10	金属製品、電気機器を含む	
徳島	C	925	928	3	R2.12.21		
奈良	C	897	898	1	R2.12.31		
群馬	C	908	910	2	R2.12.31		
福井	C	874	874	0	-		
愛媛	D	927	930	3	R2.12.25		
長崎	D	875	875	0	-	輸送機械を含む	
島根	D	894	898	4	R2.11.27		
佐賀	D	867	870	3	R2.12.19		
山形	D	859	862	3	R2.12.25		

## 特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考
神奈川	A	890	890	0	-	
埼玉	A	951	954	3	R2.12.1	
千葉	A	951	954	3	R2.12.25	
大阪	A	965	966	1	R2.12.1	
愛知	A	901	901	0	-	
東京	A	829	829	0	-	
京都	B	936	936	0	-	
静岡	B	919	920	1	R2.12.21	
滋賀	B	914	917	3	R2.12.31	精密機械を含む
栃木	B	910	913	3	R2.12.31	
山梨	B	913	914	1	R3.1.14	
三重	B	905	906	1	R2.12.21	
兵庫	B	900	902	2	R2.12.1	
長野	B	892	894	2	R2.12.4	精密機械を含む
茨城	B	901	904	3	R2.12.31	精密機械を含む
広島	B	895	897	2	R2.12.31	
富山	B	849	851	2	R2.12.18	
福岡	C	926	927	1	R2.12.10	
新潟	C	908	910	2	R2.12.30	
群馬	C	908	910	2	R2.12.24	
奈良	C	882	883	1	R2.12.31	
岐阜	C	886	887	1	R2.12.21	
香川	C	883	886	3	R2.12.15	
徳島	C	885	888	3	R2.12.21	
北海道	C	894	895	1	R2.12.1	
山口	C	892	893	1	R2.12.15	
石川	C	868	870	2	R2.12.31	
岡山	C	878	878	0	-	
福井	C	857	857	0	-	
宮城	C	862	864	2	R2.12.20	
愛媛	D	892	895	3	R2.12.25	
山形	D	843	846	3	R2.12.25	
福島	D	833	834	1	R2.12.17	
佐賀	D	836	839	3	R2.12.17	
秋田	D	833	836	3	R2.12.25	
青森	D	829	833	4	R2.12.21	
長崎	D	833	837	4	R2.12.20	
鳥取	D	807	809	2	R2.12.30	
大分	D	832	835	3	R2.12.25	
熊本	D	832	836	4	R2.12.15	
岩手	D	818	820	2	R2.12.31	
島根	D	822	825	3	R2.11.21	
鹿児島	D	812	815	3	R2.12.27	
宮崎	D	800	803	3	R2.12.25	

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考
埼玉	A	959	963	4	R2.12.1	
千葉	A	887	887	0	-	
愛知	A	875	875	0	-	
兵庫	B	901	903	2	R2.12.1	
栃木	B	909	912	3	R2.12.31	
福島	D	867	868	1	R2.12.20	
岩手	D	827	829	2	R2.12.31	

## 特定最低賃金改正状況

### 各種商品小売業 最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	
千葉	A	848	848	0	—		
京都	B	910	910	0	—		
静岡	B	886	886	0	—		
広島	B	878	878	0	—		
栃木	B	871	874	3	R2.12.31		
茨城	B	871	874	3	R2.12.31		
滋賀	B	840	840	0	—		
長野	B	855	857	2	R2.12.31		
岡山	C	880	880	0	—		
新潟	C	842	842	0	—		
青森	D	821	825	4	R2.12.21		
愛媛	D	806	810	4	R2.12.25		
沖縄	D	770	770	0	—		
鳥取	D	718	718	0	—		
大分	D	716	716	0	—		
宮崎	D	705	705	0	—		

### 百貨店、総合スーパー 最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	
千葉	A				—		
埼玉	A	849	849	0	—		
滋賀	B				—		
京都	B				—		
富山	B	860	865	5	R2.12.9		
福岡	C	889	889	0	—		
石川	C	860	865	5	R2.12.31		
福井	C	810	840	30	R2.11.24		
和歌山	C	850	851	1	R3.2.11		
山口	C	852	859	7	R2.12.15		
岩手	D	800	800	0	—		
熊本	D	792	796	4	R2.12.15		
鹿児島	D	693	693	0	—		

## 最低賃金重点監督の推移

(実施→年)

茨城	27年			28年			29年			30年			31年			令和2年		
	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率												
01 製造業	94	17	18.1%	130	22	16.9%	118	20	16.9%	117	14	12.0%	156	16	10.3%	87	13	14.9%
01 食料品製造業	35	6	17.1%	40	8	20.0%	59	14	23.7%	29	4	13.8%	38	7	18.4%	34	2	5.9%
02 織維工業	2			1						1			7			6		
03 衣服その他の織維製品製造業	5	1	20.0%	14	4	28.6%	11			20			1			1	1	100.0%
04 木材・木製品製造業				2						1	1	100.0%	36	1	2.8%			
05 家具・装備品製造業	2			1									4			1		
06 パルプ・紙・紙加工品製造業				2	1	50.0%	1			1	1	100.0%	3					
07 印刷・製本業				1						5	1	20.0%	7	1	14.3%	1		
08 化学工業	4			5	3	60.0%	1			9	1	11.1%	9			3	1	33.3%
09 燃業土石製品製造業				1			1	1	100.0%				1					
10 鉄鋼業				1														
11 非鉄金属製造業	1	1	100.0%							1			5	1	20.0%			
12 金属製品製造業	8	3	37.5%	25	2	8.0%	22	2	9.1%	7			11			6	1	16.7%
13 一般機械器具製造業	9	1	11.1%	6			3			13	2	15.4%	5			9	3	33.3%
14 電気機械器具製造業	17	2	11.8%	23	2	8.7%	10	1	10.0%	11	1	9.1%	16	3	18.8%	19	4	21.1%
15 輸送機械等製造業	1			5			3	1	33.3%	7	1	14.3%	4	1	25.0%	1		
16 電気・ガス・水道業																		
17 その他の製造業	10	3	30.0%	3	2	66.7%	7	1	14.3%	12	2	16.7%	9	2	22.2%	6	1	16.7%
01 自動車整備業							1	1	100.0%	4			3			2	1	50.0%
02 機械修理業										2								
03 クリーニング業	9	3	33.3%	1	1	100.0%	2			1			2	2	100.0%	2		
04 たばこ製造業																		
09 その他	1			2	1	50.0%	4			5	2	40.0%	4			2		
02 鉱業										1								
03 建設業	2			3			1			3	1	33.3%	5	1	20.0%	1		
04 運輸交通業	1	1	100.0%				1			1								
01 鉄道・軌道・水運業																		
02 道路旅客業																		
01 ハイマー・タクシー業																		
02 バス業																		
09 その他の道路旅客運送業																		
03 道路貨物運送業	1	1	100.0%				1			1								
04 その他の運輸交通業																		
05 貨物取扱業																		
1号～5号 中計	97	18	18.6%	133	22	16.5%	120	20	16.7%	122	15	12.3%	161	17	10.6%	88	13	14.8%
06 農林業	10	5	50.0%	20	3	15.0%	1			3			1			5	1	20.0%
07 畜産・水産業				1			1	1	100.0%	1			1			2	1	50.0%
08 商業	90	16	17.8%	78	12	15.4%	81	12	14.8%	80	11	13.8%	64	11	17.2%	71	8	11.3%
01 鉢売業	15			8			12	1	8.3%	20	4	20.0%	12	2	16.7%	5	2	40.0%
02 小売業	63	11	17.5%	54	10	18.5%	59	11	18.6%	51	6	11.8%	50	9	18.0%	51	6	11.8%
03 理美容業	5	2	40.0%	13	2	15.4%	9			5			1			12		
04 その他の商業	7	3	42.9%	3			1			4	1	25.0%	1			3		
09 金融広告業	1															3	3	100.0%
10 映画・演劇業																		
11 通信業							1											
12 教育研究	1			1			1			18			1	1	100.0%			
13 保健衛生業	7			4	1	25.0%				3			9			11	2	18.2%
01 医療保健業	3									2			3			1		
02 社会福祉施設	3			3	1	33.3%				1			6			8	2	25.0%
03 その他の保健衛生業	1			1									2					
14 接客娯楽業	20	7	35.0%	13	2	15.4%	87	14	16.1%	45	10	22.2%	32	9	28.1%	59	9	15.3%
01 旅館業	5	2	40.0%	4	2	50.0%	34	6	17.6%	16	2	12.5%	15	3	20.0%	23	4	17.4%
02 飲食店	13	5	38.5%	8			38	6	15.8%	27	8	29.6%	17	6	35.3%	34	4	11.8%
03 その他の接客娯楽業	2			1			15	2	13.3%	2						2	1	50.0%
15 清掃・ゴミ業	7			2			2			2			5			11		
16 官公署																		
17 その他の事業	5	1	20.0%	3			3			9	1	11.1%	6	1	16.7%	2		
01 派遣業				1			1											
02 その他の事業	5	1	20.0%	2			2			9	1	11.1%	6	1	16.7%	2		
6号～17号 中計	141	29	20.6%	122	18	14.8%	177	27	15.3%	161	22	13.7%	119	22	18.5%	164	24	14.6%
合計	238	47	19.7%	255	40	15.7%	297	47	15.6%	283	37	13.1%	280	39	13.9%	252	37	14.7%